

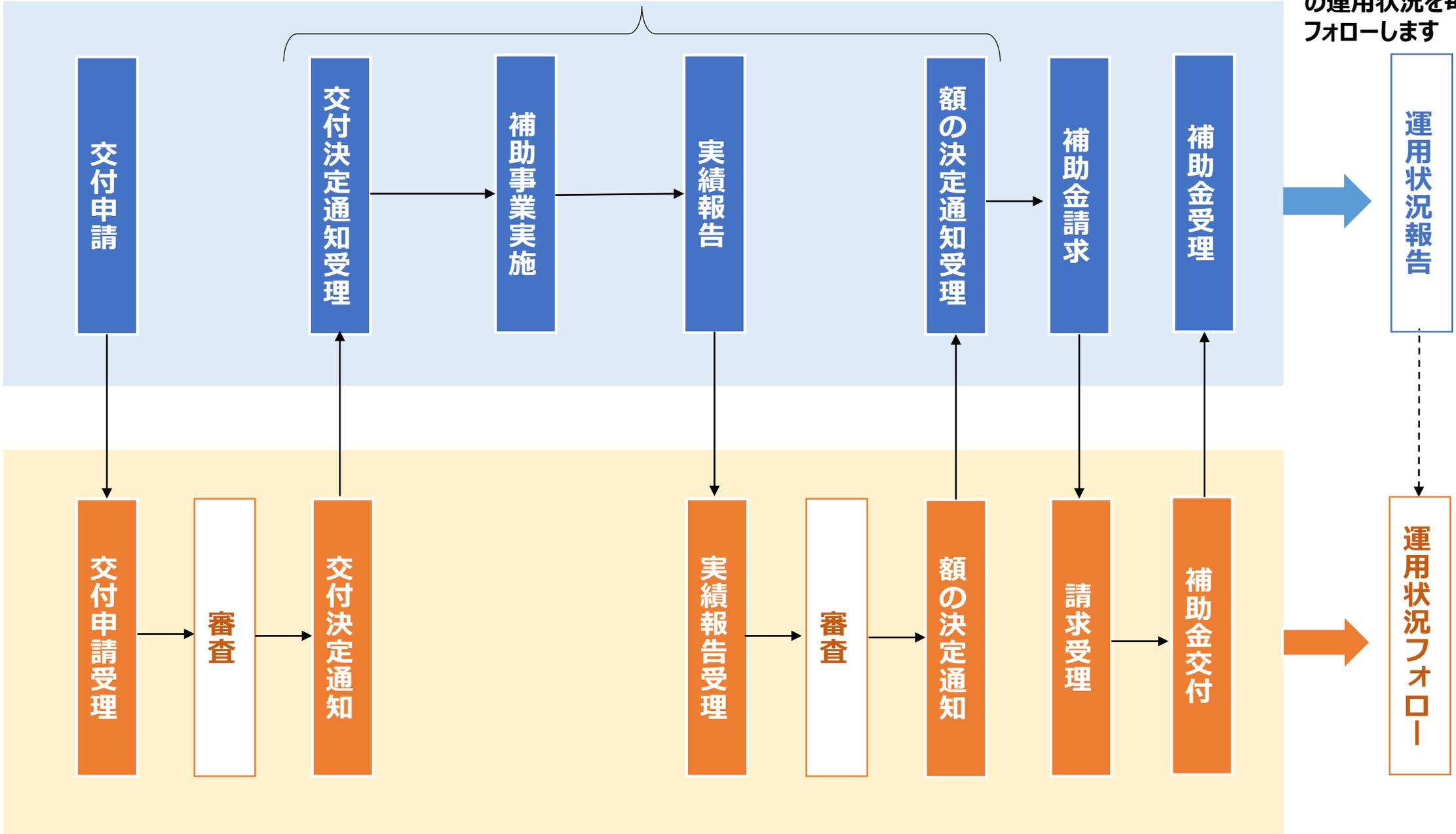
情報通信技術利活用事業費補助金の交付の流れ

この間の詳細については、次ページを参照

※翌年度から5年間の運用状況を毎年フォローします

地方公共団体

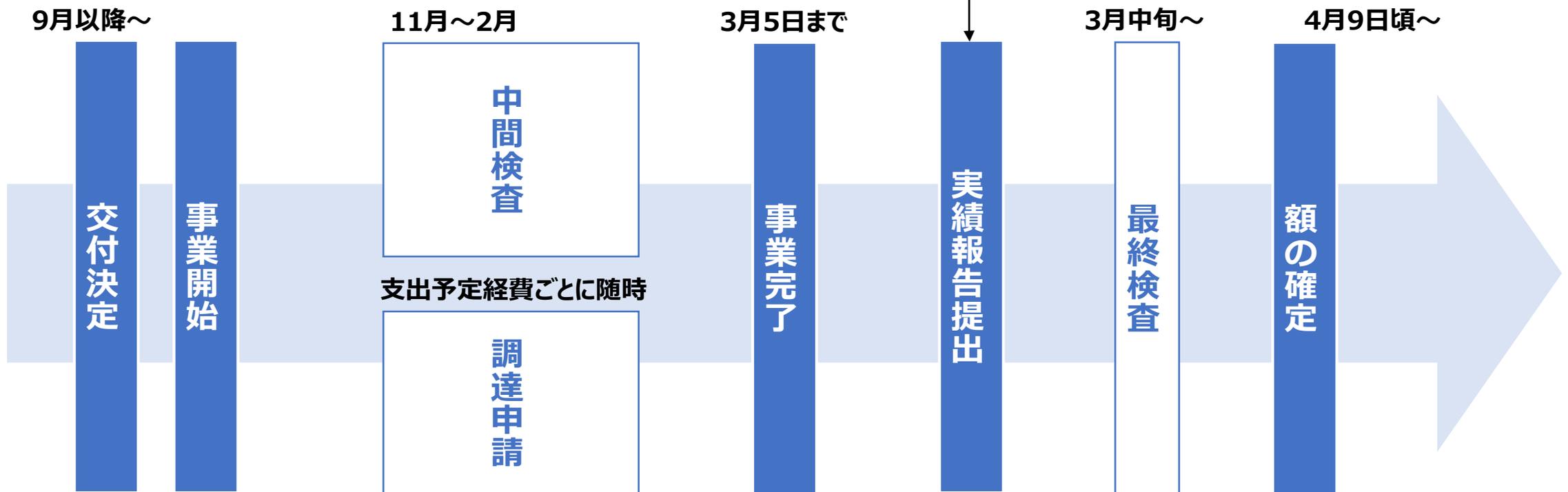
総務省



事業開始から額の確定まで

補助事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出(交付要綱第13条第1項)
(→3月12日までの案の提出を想定)

<想定スケジュール>



事業費と事業期間

交付決定日

事業期間（発注～支払い）

事業完了日

見積 発注 納品 検収 請求 支払

見積 発注 納品 検収 請求 支払

見積 発注 納品 検収 請求 支払

見積 発注 納品 検収

見積 発注 納品 検収 請求

支払

原則として、見積りから支払までの一連の証憑書類が必要。ただし、一部の証憑書類を調達先との間で省く契約等がある場合や、緊急のために証憑書類の一式が揃っていない場合には不足の証憑書類についてそれに代わる証明書類を用意する必要がある。

交付決定日前に契約・発注行為が行われていた場合の経費は、対象外。

契約準備行為までは可能だが、その過程で発生した経費は計上不可。

事業期間末日より後の支払経費は原則として対象外。

ただし、やむを得ない場合に限り、調達前に事前協議を行い、特定の要件を満たせば計上可